



鳥取県立公文書館提供

日本初の農村保健婦として 献身的に訪問活動と教育に尽力

よしだ きくよ
吉田 喜久代

Kikuyo Yoshida

1914(大正3)～1990(平成2)

鳥取市滝山に父鹿田直美、母いしの長女として生まれる。兄が一人いた。

稲葉尋常高等小学校高等科卒業 開業女医吉田文子のもとで、働きながら看護の道を目指し看護婦試験、産婆試験に合格。大阪朝日新聞社会事業団へ派遣され、新しい訪問婦の教育を受ける。

戦時中、医師や助産婦もいない鳥取県東部の貧しい農山魚村の家庭を回り、保健衛生の向上に努め農村保健師の先駆けとなった。

当時の日本は乳幼児死亡率が高く、また戦争状態において人材は戦う人としての国の財産でもあるという国家意識が強く、そのため女性は戦争に徴用された男性の過重な農村労役さえ果たさなければならず、日々の生活でいっぱいの状態であった。全国に先駆けて始まった鳥取県独自の農村保健婦養成所の設立は、農村の衛生活動に貢献し、この取り組みがやがて他県の農村地域に波及するに至った。

これは、稲葉産業組合の田中新次郎組合長のもと訪問婦として活動し、鳥取県の保健婦養成への道をつけたのは「吉田喜久代」の働きがあったからである。

1938(昭和13年)24歳の時、産婦人科医師吉田文子の養女となり、吉田姓となりクリスチャンとして信仰に支えられ「愛と信仰」「奉仕と平等」の精神で地域活動をした。

1940年(昭和15年)訪問日誌の一部を「砂丘の蔭にて」と題して発刊、各方面から反響があった。その奮闘記を原作に戦後日本映画の巨匠となった新藤兼人監督の脚本で映画の企画が進展したが、戦況の悪化で実現しなかった。その幻のシナリオの内容は当時怖れられていたハンセン病患者の訪問と家族の話であった。

訪問婦として、家族への衛生指導や手当法、生活保護申請が出されている人達の査定や保護額の決定などの相談にも乗り、県の信望も厚く献身的に活動した。

参考 「使命 吉田喜久代」
佐々木 美幸著 今井出版



国連会議場にて 西田信子所蔵

日本初の女性外交官

やまね としこ
山根 敏子
Toshiko Yamane
1921(大正10)～1956(昭和31)

大正10(1921)年11月14日、鳥取市出身の北海道帝国大学助教授の山根甚信と茂世夫妻の次女として北海道で生まれ、小学校4年生の時に父親が台北帝国大学教授となり、一家で台湾に渡る。

台北州立第一高等女学校卒業後、東京の津田英学塾(現津田塾大学)に入学し、得意の英語に磨きをかけ、昭和16年、太平洋戦争の勃発で繰り上げ卒業し、翌年台北帝大文政学部に入學。

昭和19年12月には、台北帝大を繰り上げ卒業となり軍司令部情報班で働き始める。

終戦後の昭和23年、一家で台湾から引き揚げると鳥取県教育委員会に就職、敏子の鳥取での生活が始まる。米軍との交渉が常に必要だった占領下において、激務を一人で黙々と行う敏子の姿はとても印象的だったと当時の関係者は話している。

昭和24年秋、日本で初めて女性にも応募資格が与えられる外交官試験の公募が行われ、採用者12名に対して応募者千数百人という狭き門ながら、ただ一人の女性として見事合格をはたした。

昭和26年11月から10ヶ月間の外務省勤務の後、外務官補として駐米大使館付を命ぜられ、昭和27年ニューヨークの国連日本政府代表部勤務となる。

国連創立10周年記念の特別総会がサンフランシスコで開かれたときも、当時の澤田廉三初代国連大使(岩美町出身)にただ一人随行する。

昭和31(1956)年8月24日、帰国のために搭乗した飛行機がアラスカ上空で墜落し、敏子は34歳という若さで亡くなる。敏子が望んだ国際連合への日本加盟が決まったのは、敏子の死から3ヶ月後のことであった。

3回忌となる昭和33年、敏子の思いを将来に繋げ、世界平和の確立に貢献する人材を育成することを目的に「山根奨学基金」(2012年より「一般社団法人山根奨学基金」に移行)が、大使の北原秀雄氏、国連日本政府常駐であった澤田廉三顧問、外務省関係者が発起人となって設立された。

参考 とっどりの女性史 戦後からの歩み 2006鳥取県鳥取市人物誌 きらめく120人。2010. 鳥取市鳥取NOW 45号。1999. 鳥取県去りぬるを。山根甚信編。1957



がんウイルス研究に 生涯を捧げた理学博士

はな ふさ てる こ
花房 照子
Teruko Hanafusa
1928 (昭和3)～1996 (平成8)

米子市出身、大阪大学理学部化学科(昭和28年)卒業。

大阪大学微生物病研究所の無給副手の時、大学時代の同級生で、同研究所の助手を務めていた花房秀三郎博士と結婚。以来ウイルスを対象にした共同研究を始める。しかし、日本の医学界には、医学部以外の人間は人間の体に関する研究をするべきではないという古い体質が残っていたため、昭和36年研究者として生きる道を海外に求め、夫と共に渡米。その後ロックフェラー大学のがんウイルス学研究室に入り、教授に準ずる特別待遇の研究員となる。夫妻の研究分野は、がんウイルスで、ニワトリなどにがんを作るラウス肉腫のウイルスが中心テーマである。

数ある業績の中で最大の成果は、ラウス肉腫ウイルスが持っている発がん遺伝子とそっくりな遺伝子が、正常な細胞の中にもあるという画期的な事実を実証したことである。

これは正常な細胞の中にある遺伝子が突然変化して、がんを起こすことがあるという意味で、非常に重要な実証であった。

昭和53(1978)年、講談社から出版した『細胞ががんになるとき』の表題を付した本は、若い研究者や学生に向け、がん遺伝子の最先端の情報をわかりやすく解説したもので、がん遺伝子の分子生物学を日本に紹介した最初の本であった。

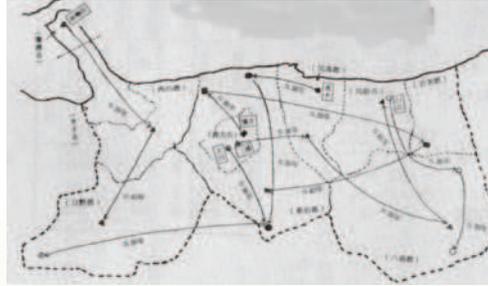
照子は平成6年脾臓がんの告知を受けたが、同年秋、秀三郎はがん研究の功績により、文化勲章を受章する。照子は病後の身をおして皇居の式典に参列したが、ニューヨークに帰ったあと容態が悪化、平成8年帰らぬ人となった。

退職勧奨男女の年齢差別は違法

3人の女性教師たちの訴え勝訴！全国初の裁判闘争 ○1982(昭和57年)提訴



判決後、記者会見に応じる左から前田藤子さん、森本明子さん、山根やゑ子さん



勧奨を拒めば広域の配転

★事件のあらまし

鳥取県では、公立学校の教員については教育長が定める「人事異動扱い要領」の中「退職勧奨年齢」を定め、この年齢に達した教員に対して退職を勧めていた。

いわゆる「肩たたき」であるが条例によって、勧奨に応じた教員のみ「退職優遇措置」が適用され、通常より多くの退職金が支払われる仕組みになっていた。

ところが、この教育長が定めた「退職勧奨年齢」には男女差が設けてあった。

1967(昭和42)年男性は55歳以上、女性は生計主体者50歳以上・共稼ぎ者48歳以上

★訴えの経過

元教員3名は、いずれも鳥取県の公立学校教員、67年から69年にかけて48歳となった。県教育委員会は3名に対して、年に5回から6回にわたって弾圧的で執拗な退職勧奨を行い、3名がこれに応じないとなると、通勤が困難な遠隔地に配転するなどの圧力をかけてきた。

3名は59歳・60歳で退職したが、県教育委員会は「勧奨」によるものではないと云う理由で退職金の優遇措置をとらなかった。

そこで、3名は1982(昭和57)年財産的損害と、精神的損害の支払いを求めて鳥取地方裁判所に訴えを起こした。(民法709条の不法行為)

★鳥取県側の反論要旨

①退職勧奨は自由意志で受け止めるもので、年齢に男女差を設けることは違反でない。

②退職勧奨を効率よくするためには退職金の増額措置は認められる。

③教員の適正な年齢構成を確立するために、男女差のある退職勧奨は必要である。

★判決の内容

判決文「県教委が設定した男女年齢差のある退職勧奨年齢基準は、女子であることのみを理由とした差別と評価せざるを得ない。被告(鳥取県)は違法な退職勧奨などによって原告らが受けた損害を賠償すべき義務がある」として、県に対して元女性教師3人に総額約1,660万円を支払うよう命じた。

①退職勧奨は自由であるが、不当な強要であってはならない。

②男女で年齢差を設ける合理性はない。

③男女差のある基準で勧奨を行い、これに応じないとの理由で優遇措置を講じない事は男女差別に基づく不法行為である。

原告3名の全面勝訴であり、第一審で確定した。

★解説

これまでの定年・解雇差別に関する判例はすべて民間企業と女性労働者間であったが、公務員の世界での差別に挑んだ点で、判例法の新たなページを開いた。

また、判決では既婚女性と生計主体である女性に差を設ける理由もないとも述べている。



山陰(鳥取県・島根県) 初の女性首長

ふくもと
福本 まり子

Mariko Fukumoto

1952(昭和27)～

東伯郡琴浦町(旧赤碕町)に生まれる。高校を卒業後、地元を離れ鳥取県外の民間団体に就職するが、東伯町役場に就職したのを機に帰町。

夫が事業に失敗したことや体調を崩したこともあり、鳥取県市町村共済組合の扶養申請をしたところ、事例がなかったことで容易に認められなかった。地方公務員制度でも男女平等となっていないことの矛盾を指摘した。

その後、扶養認定については「男女に関わらず所得の多い者が所得の低い者を扶養する」と改定され、同じような事例で認定された者の先駆けとなった。

役場の勤務は40年間に渡ったが、勤務内容や昇任に男女格差が根強いことを痛感し、労働組合運動や地域の男女共同参画を進める団体に加入し欧米などの海外における先進的な男女平等施策の視察・調査などを積み重ねるなど、政策決定の場での男女平等の重要性を強く感じていた。

また、地域自治会における男女平等を推進するため、約70世帯の自治会区長を受け、

さらに4つの区(約200世帯)をまとめる大区長の役も担った。

2018年1月に実施された琴浦町議会議員選挙で初当選。役場勤務時代に培った行政経験を生かし、町民目線での琴浦町のまちづくりに邁進する。この時、琴浦町は「道の駅のリニューアル」「生涯学習センターの改修」「文化ホールの廃止」「サッカー場・総合公園の改修」など、大規模な事業を抱えていた。当時現職町長の2期目は対抗馬もなく、無投票の公算が強いと囁かれる状況となっていた。

そこで、福本まり子は「これ以上、現町長のやり方で行政をまかせられない。誰も出ないなら私がやる。」と一念発起したのは、投票日まで1か月余りとなった時であった。

出馬表明をした時点での大方の予測は、「現職当選、福本が立候補しても無駄」と揶揄する声も聞こえたが、組織に頼らず、無所属で町長選に挑む姿勢が住民からの強い支持につながり、事前の予想を覆す形で初当選を果たした。

山陰地方(鳥取県・島根県)初の女性首長の誕生であった。

鳥取県男女共同参画推進会議

活動目的

社会のあらゆる分野において、男女が対等な構成員として共同して参画することができる男女共同参画社会を実現するため、その気運の醸成をはかり、また地域での自主的な活動を促進し、全県的な運動に発展させることを目的とする。

1986(昭和61)年鳥取県婦人問題地域推進員制度発足(この制度を採用したのは富山県に次いで鳥取県が二番目)。

1986年~1990年の5年間知事から委嘱された婦人問題地域推進員は210名、その後1990年、任意団体として鳥取県婦人問題地域推進員地区連絡会が発足。

1999(平成11年6月)年、男女共同参画社会基本法施行後に現名称である、鳥取県男女共同参画推進会議に変更する。

事業

- ① 人権を尊重し、男女共同参画社会づくりにむけての啓発活動を行う。
- ② 男女共同参画社会への認識を深め、実践力となるよう研修会や催しを行う。
- ③ 地域単位での活動の支援体制をつくり、推進活動を促進する。
- ④ 県並びに各市町村の男女共同参画施策を調査研究する。
- ⑤ 男女共同参画をすすめる団体等との連携、協働をはかる。
- ⑥ 国際的な視野に立った取り組みを心がける。
- ⑦ その他、男女共同参画推進の目的を達成するための事業を行う。

組織

鳥取県男女共同参画推進会議構成団体

- ★男女共同参画推進会議とっとり
- ★八頭町男女共同参画推進会議
- ★倉吉男女共同参画推進会議
- ★三朝町男女共同参画推進会議
- ★琴浦町男女共同参画推進会議
- ★男女共同参画推進会議ひの

会員数 130人(2022年4月現在)